

## 条 例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十九号

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表埼玉県立循環器・呼吸器病センターの項病床数の欄を次のように改める。

三百四十三床
感染症病床
二十一
結核病床三
十
一般病床二
百九十二

第四条第一項の表埼玉県立小児医療センターの項中「三百床」を「三百十六床」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 埼玉県立小児医療センターに診療所を設置し、その名称、位置、業務及び診療科目は、次の表に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	業 務	診 療 科 目
埼玉県立小児医療センター 附属岩槻診療所	さいたま市	小児の疾病に関し必要な医療及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第八項に規定する短期入所の提供	小児科、リハビリテーション科

別表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項の次に次のように加える。

短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項に規定する特定費用として病院事業管理者が定める額の合計額
------	--

別表寝具の項の次に次のように加える。

駐 車 場	一台につき、一時間までごとに一、〇〇〇円の範囲内において病院事業管理者が定める額
-------------	--

別表診断書の項中 「一、五三〇円」を「二、四〇〇円」に改め、「四、五九〇円」を「五、三七〇円」に改め、同表証明書の項

中「一、五三〇円」を「一、七一〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表診断書の項及び証明書の項の改正規定 平成二十八年四月一日
- 二 第四条第一項の表埼玉県立循環器・呼吸器病センターの項病床数の欄の改正規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日